



# Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2015年12月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 1. 国内税法に定める控除・優遇措置の段階的廃止に関する CBDT<sup>1</sup>指令

2015年予算案の中でインドの財務大臣は、2016～2017年度から4年間で法人税率を30%から25%に引き下げるとともに控除措置および優遇措置(以下「控除・優遇措置」)を段階的に廃止すると発表している。本提案は税法を簡素化することによって透明性および明確性を向上させることを目的としている。

今般、CBDTは、上記の税率引下げの詳細を発表<sup>2</sup>するとともに、2015年12月31日を期限として、控除・優遇措置の段階的廃止に関するコメントを募集した。控除・優遇措置の段階的廃止の主要点は以下のとおりである。

- 利益または投資にリンクした控除・優遇措置および地域ごとの控除・優遇措置は法人個人を問わず段階的に廃止
- 国内税法に期限の定めがある控除・優遇措置については期限の変更、前倒しおよび延長はしない
- 事業開始または申請に係る期限の定めがないものについては2017年3月31日を期限とする
- 2017年4月1日以降、加重控除は認められない

本件については、コメントを基に CBDT が最終案をまとめた後、再度検討することとする。控除廃止とセットとなった法人税率引下げは、日本企業インド子会社の現在および今後の事業計画に影響する可能性がある。

## 2. 対内直接投資政策の変更<sup>3</sup>

インド政府は包括的開発を行うために多方面からの政策を実施している。これらの政策はインドでの事業運営を容易にし、起業家やグローバル企業にとってインドをより魅力的な投資先にするを目的としている。

1 直接税中央委員会(Central Board of Direct Taxes: CBDT)

2 2015年11月20日付

3 [インド商工省産業政策振興庁\(Department of Industrial Policy and Promotion, Ministry of Commerce and Industry\)](#) が2015年11月10日付で掲載した Press Note および2015年11月24日付で掲載した Press Note 12(2015年シリーズを参照のこと)((インド商工省産業政策振興庁ウェブサイト(英語)))

2015年11月10日、政府は、投資環境を改善し、国外投資家を呼び込むため、複数の業種に関する対内直接投資政策改革案を発表した。DIPP<sup>4</sup>が発表した対内直接投資に係るこれらの変更は2015年11月24日に発効した<sup>5</sup>。

当該変更の主要ポイントは以下のとおりである。

No.	業種・業態	変更内容(理由および影響等)
1.	製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>対内直接投資を受けている製造会社は今後、政府からの承認を取得することなく、卸売業者および/または小売業者を通じて製品を販売することができる(電子商取引を含む)。現行の政策には、製造業の電子商取引の取扱いに関する具体的なガイドラインが規定されていなかった</li> </ul>
2.	単一ブランド小売業 (Single Brand Retail Trading)	<ul style="list-style-type: none"> <li>単一ブランド小売業の最先端技術への対内直接投資について、政府からの承認がある場合の現地調達率30%の要件が緩和された</li> <li>物理的な店舗を通じて単一ブランド小売業を行う企業は電子商取引を行うことができるようになった</li> <li>インドのブランドも単一ブランド小売業を行うことができることが明確化された</li> <li>インドブランドを有し、単一ブランド小売業を行う企業への対内直接投資については、「製品を国際的に同一のブランドで販売する」要件および「外国投資はブランド所有者からの投資またはブランド所有者との法的に有効な契約に基づく投資に限る」要件が廃止された</li> <li>保税地域で営業する免税品店について、出資比率100%までの自動認可(automatic route:事後届出は必要だが事前の政府承認を必要としない制度)投資が認められた</li> </ul>
3.	卸売業および単一ブランド小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>単一ブランド小売業および卸売業の両方を行う企業への投資が認められた。ただし、それぞれの対内直接投資要件を満たさなくてはならない</li> </ul>
4.	建設および開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行のプロジェクト当たり床面積2万平方メートル以上かつプロジェクト開始6カ月以内に投資額500万米ドル以上という要件が廃止された</li> <li>建設開発プロジェクトが複数のフェーズに分かれて実施される場合は、各フェーズが個別のプロジェクトとみなされる</li> <li>投資が3年以上継続(以下「3年の最低投資期間」)していた場合(支払ごとに判定)は、プロジェクトが終了していても自動認可制度に基づき当該投資を引き上げることができる</li> <li>インド非居住者から別の非居住者への株式譲渡で、インドへの対内直接投資がそのまま継続するものは、最低投資期間(3年)の対象にはならず、政府からの承認も必要ない</li> <li>3年の最低投資期間はホテルおよび観光地、病院、経済特区、教育機関、老人ホームおよび非居住者インド人からの投資には適用されない</li> </ul>

4 インド商工省産業政策振興庁(Department of Industrial Policy and Promotion, Ministry of Commerce and Industry)  
5 DIPPが2015年11月24日付で掲載したPress Note 12(2015年シリーズ)を参照のこと((インド商工省産業政策振興庁ウェブサイト(英語)))

		<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトまたは主要インフラが 3 年の最低投資期間を待たずして終了した場合は、自動認可制度に基づき 3 年を待つことなく投資を引き上げることができる</li> <li>不動産賃貸・リース(譲渡には該当しないもの)からの所得受領は、対内直接投資が禁止されている不動産事業には該当しないことが明確化された</li> </ul>
5.	防衛産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>出資比率 49%までの自動認可投資が認められた</li> <li>出資比率 49%を超える投資は投資家に最先端技術へのアクセスを与える可能性が高いため、今後は、内閣安全保障委員会(Cabinet Committee on Security: CCS)ではなく外国投資促進委員会(Foreign Investment Promotion Board: FIPB)が審査することになる</li> </ul>
6.	民間銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>対内直接投資、FII<sup>6</sup>、FPI<sup>7</sup>および QFI<sup>8</sup>等の様々な形での対内投資が認められた</li> <li>管理支配に変更がない限り、出資比率 74%までの対内直接投資(FII、FPI および QFI からの外国投資を含む)が認められた(変更前は FII、FPI および QFI からの投資は 49%までしか認められていなかった)</li> </ul>
7.	民間航空業	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地の航空業務に対して出資比率 49%までの自動認可投資が認められた(航空接続性の改善および観光業の促進のため)</li> <li>不定期の航空業務および空港地上業務への自動認可出資比率の上限が74%から100%に引き上げられた(これまでは49%超74%以下の投資については政府承認が必要)</li> </ul>
8.	有限責任組合(Limited Liability Partnerships: LLP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>出資比率 100%までの自動認可投資が認められ、かつ、対内直接投資関連の要件が課されない業種の LLP またはそのような活動を行う LLP への出資比率 100%までの自動認可投資が認められた(これまでは政府の承認が必要)。この規定は、対内直接投資を受けている法人が LLP に転換した場合にも適用される</li> <li>出資比率 100%までの自動認可投資が認められ、かつ、対内直接投資関連の要件を課されない業種の企業・LLP に、対内直接投資を有する LLP が投資(downstream investment)することが認められた</li> <li>LLP への対内直接投資に適用される要件(対内直接投資の対価が現金に限られる要件や企業はインド企業のみを指定パートナーして任命できるといった要件等)が廃止された。他の要件も緩和された</li> </ul>
9.	インド企業の設立、株式譲渡および株式交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>(出資比率が制限されている業種ではなく)政府からの承認を必要とする業種の企業の設立やそのような企業の所有権および支配権の譲渡には政府からの承認が必要となる</li> <li>自動認可で出資できる業種の企業の株式交換は政府からの承認を必要としない</li> </ul>

6 外国機関投資家(Foreign Institutional Investor)

7 外国ポートフォリオ投資家(Foreign Portfolio Investor)

8 適格外国仲介業者(Qualified Foreign Intermediaries)

### 3. カルナタカ高等裁判所判決<sup>9</sup>: 欠損法人株式の出資法人からその子会社への株式譲渡に際して当該欠損法人の繰越欠損金は消滅しないとされた控訴裁判所の決定を支持

インド税法<sup>10</sup>には、非上場企業の49%以上の株式に係る受益権が変更した場合、当該企業の繰越欠損金は消滅すると規定されている(以下「本件規定」)。

しかし、「株式に係る受益権」については定義がされていなかった。本件では、出資法人が有する欠損法人株式を完全子会社(子会社)に譲渡した場合、当該欠損法人は、当該欠損法人の株式直接保有者の変更にかかわらず、(当該株式は同一グループ内で継続して保有および支配されているという考えに基づき)欠損金を繰越控除できるか否かが争われていた。

高等裁判所は以下のとおり、インド親会社の訴えを認めた。

- 欠損法人の支配の変更をもたらす株主変更があった場合には本件規定が適用されるべきである
- 本件規定の目的は、繰越欠損金の活用のみを目的として株式を取得した新株主が繰越欠損金を濫用することを防ぐことにある
- ただし、51%の議決権に係る支配が元の所有者に留まる場合、本件規定は適用されない

取引のストラクチャリングを行う際には本判決で言及された比率を考慮することが重要であろう。また、本判決に基づき税務当局は、持株会社レベルで株主変更が起きると(つまり間譲渡)、孫会社の株式の直接保有者は変わらなかったとしても、子会社の支配者は変更するため、孫会社の繰越欠損金は消滅すると主張する可能性がある点に留意が必要である。

---

9 出典: Commissioner of Income-tax, Bangalore 対 AMCO Power Systems Ltd. [2015] 62 taxmann.com 350 (Karnataka)

10 1961年所得税法 Section 79

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

[hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp)

マネジャー Pawankumar Kulkarni

[pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp](mailto:pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp)

## ニュースレター発行元

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。